別添１

契　約　書（案）

分任支出負担行為担当官　環境調査研修所次長　関根　達郎（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と
ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計（GC-MS-MS）一式の購入について、次の条項により契約を締結する。

記

件　　名　　ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計（GC-MS-MS）一式の購入
契約金額　　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

上記の契約金額には、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用を含むものとする。また、上記の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第１項、第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82、第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の８を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第１条　乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、契約保証金として、契約金額の100分の10以上を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。ただし、甲において特に一部又は全部を免除させることができる。

（納入場所及び納入期限）

第２条　現品納入の場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納品場所　　埼玉県所沢市並木３－３　環境調査研修所
納入期限　　平成28年１月29日

（納入検査）

第３条　乙は、現品を納入しようとするときはあらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等必要事項を甲に通知し、立会の上検査を受けなければならない。ただし、乙に差し支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものとする。

３　納入現品は、全て甲の指示（図面、仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

４　前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第４条　納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。

２　現品が指定場所に到達し、到達確認証明書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によった場合はこの限りではない。

（不合格品引取）

第５条　乙が、甲の施設を利用して第３条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

２　甲は、前項の期限経過後、何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用一切は乙の負担とする。

（納期の有償延期）

第６条　乙が、第８条以外の事由によって、第２条の場所及び期限内に合格現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、特に事情やむを得ないものと認めるものに限り延滞料を徴収して延期を許すことができる。

（延滞料）

第７条　延滞料は、その期限の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年５パーセントの割合で計算した額とする。

（納期の無償延期）

第８条　天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第２条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求が正当と認めたときは、特に前条の延滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（契約の解除）

第９条　甲は、いつでも自己の都合によってこの契約を解除することができる。

２　次に揚げる事項の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

一　第６条及び前条に規定する外、第２条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。

二　乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。

三　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。

五　第18条に違背したとき。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場

合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

４　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第10条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が前条第３項及び第４項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第11条　甲が第９条第２項、第３項及び第４項の規定により契約の解除した場合、第１条の契約保証金は国庫に帰属せしめる。ただし、契約保証金を納付していないときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴

金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条　乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

２　乙がこの契約を誠実に履行する目的で工事又は製作等に着手後、第９条第１項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲に意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り適当と認めた金額を賠償することができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

４　甲は、第９条第３項、第４項又は第10条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

５　乙は、甲が第９条第３項、第４項又は第10条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第13条　乙は、第９条第３項及び第４項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第14条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約金額の支払）

第15条　甲は、第４条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第16条　甲は、前条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（債権譲渡の禁止）

第17条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）

第18条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（かし担保）

第19条　甲は、納入現品について納入後１箇年以内に隠れたかしを発見したときは、直に乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議の上決定した金額を支払わせることができる。

（紛争又は疑義の解決方法）

第20条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名捺印の上各自１通を保有するものとする。

平成　年　月　日

甲　　住所　　埼玉県所沢市並木３－３
　　氏名　　分任支出負担行為担当官
　　環境調査研修所次長　関根　達郎　印

乙　　住所
　　氏名
　　印

別添２

仕　様　書

１．件名

ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計（GC-MS-MS）一式の購入

２．数量

（１）ガスクロマトグラフ（GC）　　１台
（２）タンデム型質量分析計（MS-MS）　１台
（３）本体制御及びデータ処理装置　　１式
（４）その他付属品　　１式

３．納入場所

埼玉県所沢市並木３－３　環境調査研修所　実習棟３階

４．納入期限

平成 28 年１月 29 日

５．仕様及び性能

（１）ガスクロマトグラフ（GC）

（２）に示すタンデム型質量分析計（MS-MS）と接続可能なガスクロマトグラムシステムであって、以下の性能を有すること。

ア．スプリット・スプリットレス注入ユニットとオンカラム／プログラム昇温注入ユニットを有すること。

イ．最小検出量が 1.5pgC/sec（ドデカン）以下の FID 検出器を有すること。

ウ．FID 検出器用イオン交換膜水電解方式で、300kPa の供給圧設定が可能な小型水素発生装置を備えること。

エ．オートインジェクタと、容量 1.5mL のバイアルビンを 150 本以上設置できるオートサンプラを搭載し、また、２つの注入口に対しての併用が可能であること。

オ．カラムを分岐し、MS 検出器と FID 検出器の同時測定が可能であること。

カ．カラムオーブン温度は、室温＋４℃～450℃まで設定が可能であること。

キ．カラムオーブン冷却は、450℃から 50℃まで 3.5 分以内で可能であること。

ク．キャリアガス流量をデジタルで制御可能であり、キャリアガス制御方式は、定線速度モードが使用できること。

ケ．質量分析計の真空状態を保ったまま、安全に注入口のインサートとセプタムをメンテナンスできる機能を有すること。

コ．分析待機時のキャリアガスを削減し、PC を省電力モードにし、カラムオーブンをオフにする消費電力機能を有すること。

（２）タンデム型質量分析計（MS-MS）

（１）に示したガスクロマトグラフ（GC）と同一社の製品であって、以下の性能を有すること。

ア．電子衝撃イオン化（EI)、正化学イオン化法（CI)、負化学イオン化法（NCI）での測定が可能であること。

イ．Q1、Q3 分析部はプリロッド付き金属製高精度四重極であること。

ウ．スキャン（SCAN)、選択イオンモニタリング（SIM)、マルチプルリアクションモニタリング（MRM)、プロダクトイオンスキャン、プリカーサーイオンスキャン、ニュートラルロススキャンの各測定モードでの測定が可能であること。

エ．SCAN/SIM 、SCAN/MRM 、SCAN/SIM/MRM、プロダクトイオンスキャン/ニュートラルロススキャン等の任意の分析モードを複数組み合わせた同時測定に対応していること。

オ．イオン源のフィラメントは２個以上装着でき、分析中に切れた場合に自動的に切り替えて測定を継続する機能を有すること。

カ．連続分析中にコリジョンガスの ON、OFF の切替えができること。

キ．質量測定範囲は、10～1,090u 以上であること。

ク．マス軸の安定性は、±0.1u/48 時間を満たすこと。

ケ．最高スキャン速度は、20,000u/秒以上であり、高速スキャン時に感度低下を低減する機能を有すること。

コ．MRM 最大速度は、800MRM/秒より大きいこと。

サ．１回の分析内の MRM（SIM）の総チャンネル数は、30,000 以上であること。

シ．電気系ダイナミックレンジが８×10^6 以上であること。

ス．各測定モードの感度(シグナル／ノイズ比)は、以下の性能を有すること。

SCAN（EI）：1,500 以上（オクタフルオロナフタレン、１pg）

MRM（EI）：8,000 以上（オクタフルオロナフタレン、100fg）

MRM（CI）：200 以上（ベンゾフェノン d-10m/z 193>110、100fg、反応ガス CH4 使用時）

セ．SIM（NCI）：400 以上（オクタフルオロナフタレン m/z 272>222、10fg 反応ガス CH4 使用時）機器据付時、MRM（EI）モードで、オクタフルオロナフタレン 10fg を８回測定した時の面積再現性から算出した機器検出下限（IDL）は、４fg 以下であること。

ソ．ターボ分子ポンプは、350L/s @He gas 以上の性能を有すること。

（３）本体制御及びデータ処理装置

ア．ソフトは取扱説明書を含め、日本語対応であること。

イ．GC-MS-MS 全体について、各種パラメーター設定と動作を制御する機能を有すること。

ウ．GC-MS-MS の起動停止について、全自動で行う機能を有すること。

エ．カラム条件の変更等の場合、保持時間の修正を行う機能を有すること。

オ. MRM 条件を最適化する際に、プロダクトイオンスキャンモードの測定結果から自動で最適なトランジション及びコリジョンエネルギーを探索する機能を有すること。

カ. 低沸点から高沸点まで多点での保持指標と n-アルカン混合物の保持時間から、目的成分の保持時間を修正させる機能を有すること。

キ. ライブラリとして、NIST（最新版）及び Wiley ライブラリ（最新版）を装備すること。

ク. 環境汚染物質向け GC-MS-MS 用データベースとして、360 成分以上の環境汚染物質（ポリ塩化ビフェニル、臭素系難燃剤、ダイオキシン、多環芳香族炭化水素及び有機塩素系農薬)並びに 150 成分以上の安定同位体標識化合物についての化合物情報､保持指標及び MRM 分析条件を登録したデータベースを装備すること。

ケ. GC-MS、GC-MS-MS 用多検体定量支援ソフトウェアとして、化合物ごとに全検体の定量結果とクロマトグラムを一括で表示できる機能、全検体・全対象化合物の定量結果（濃度や面積等）を一覧表示できる機能及び全検体・全化合物の定量結果（濃度値や面積値等）を一覧で表示できる機能を有し、また、基準値を超えた検体について５段階の判定基準でフラグマークを付けて絞り込み定量結果テーブルとクロマトグラムを表示する機能を有していること。

コ. GC-MS 用農薬ライブラリとして、農薬成分、EI で 570 成分以上、NCI で 380 成分以上登録されており､また､保持時間情報や構造式情報を有していること。

サ. 制御及び解析用コンピュータの性能は以下を満たすこと。

・CPU、メモリ等は、GC-MS-MS を制御するために十分な性能を有すること。
・OS は、Windows 7（32bit）日本語版以上であること。
・内蔵ハードディスクは、500GB 以上であること。
・CD 及び DVD の読み込み及び書き込み機能を有するドライブを備えること。
・22 インチ以上の液晶カラーディスプレイを備えること。
・A4 サイズ以上のカラーレーザープリンタを備えること。
・Microsoft 社の最新版 Excel 及び Word を備えること。

（４）その他付属品

ア. GC-MS-MS を正常に稼働させるために必要な付帯装置及び付属品一式を備えること（予備の EI、CI、NCI イオン源１個、フィラメント２個及びリペラー１個を含む。)。

イ. 有機塩素系農薬分析用カラムを備えること。

ウ. 日本語版の取扱説明書を１部提供すること。

６．システム全体調整

ア. ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計として正常動作するよう、本システムの全体調整を行うこと。

イ. 本システムの使用説明を無償で行うこと。

７．搬入、据付け、調整等

ア.搬入､据付け及び調整については､環境調査研修所担当官立会いの下に行い、前記６に掲げる性能の確認を行うこと。

イ．搬入、据付け及び調整に必要な経費は全て納入者が負担するものとする。

８．保守体制等

ア．保守に係る連絡体制を記した書面を提出すること。

イ．障害発生時に速やかに復旧できる保守体制を構築しておくこと。

ウ.納入品に関する問合わせに迅速かつ適切に対応できる体制を構築しておくこと。

エ．引渡しから１年以内に、発注者の責によらない故障が生じた場合は、納入者において無償で修理又は交換すること。

９．その他

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は､環境調査研修所担当官と協議の上、その指示によること。